

(資料4) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一・第二関係
ダイオキシン類発生施設

①大気基準適用事業場（ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設）

- 1 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの
- 2 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの
- 3 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの
- 4 アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの

②水質基準適用事業場（ダイオキシン類を含む汚水等を排出する施設）

- 1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 二・三・ジクロロ一・四一ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

の

イ ろ過施設

ロ 廃ガス洗浄施設

- 1 1 八・十八ージクロロー五・十五ージェチルー五・十五ージヒドロジインドロ [三・二ーb
・三'・二'ーm] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて
単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設

ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設

ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設

ニ 熱風乾燥施設

- 1 2 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガ
スを処理する施設のうち、次に掲げるもの

イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設

- 1 3 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集
められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ 精製施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

- 1 4 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉
で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によ
るものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 精製施設

ハ 廃ガス洗浄施設